

防火対象物 用途別消防用設備等設置基準【避難設備】

項	防火対象物	設置基準	消防法上 設置すべき避難設備の種類					設置個数	
			地階	2階	3階	4階または5階	6階以上		
1	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	2階以上の階 (主要構造部を耐火構造とした建築物の2回を除く)又は地階で収容人員50人以上	避難はしご	すべり台	すべり台	すべり台	すべり台	収容人員により ～200人1個 201～400人2個 401～600人3個 601～800人4個 以下同じように200人増加する毎に1個追加する。	
	ロ 公会堂又は集会場		避難はしご	すべり台	すべり台	すべり台	すべり台		
2	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの		避難タラップ	避難はしご	避難はしご	避難はしご	避難はしご		収容人員により ～200人1個 201～400人2個 401～600人3個 601～800人4個 以下同じように200人増加する毎に1個追加する。
	ロ 遊技場又はダンスホール		救助袋	救助袋	救助袋	救助袋	救助袋		
3	イ 待合、料理店その他これらに類するもの		2階以上の階又は地階で収容人員30人(下階に(1)～(4)、(9)、(12)イ、(13)イ、(14)(15)が在する場合10人以上)	救助袋	救助袋	救助袋	救助袋		収容人員により ～100人1個 101～200人2個 201～300人3個 301～400人4個 401～500人5個 以下同じように100人増加する毎に1個追加する。
	ロ 飲食店			避難はしご	すべり台	すべり台	すべり台		
4	イ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場		避難タラップ	避難はしご	救助袋	救助袋	救助袋		収容人員により ～100人1個 101～200人2個 201～300人3個 301～400人4個 401～500人5個 以下同じように100人増加する毎に1個追加する。
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの		救助袋	救助袋	救助袋	救助袋	救助袋		
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅		避難はしご	すべり台	すべり台	すべり台	すべり台		
6	イ 病院、診療所又は助産所		避難はしご	すべり台	すべり台	すべり台	すべり台		収容人員により ～100人1個 101～200人2個 201～300人3個 301～400人4個 401～500人5個 以下同じように100人増加する毎に1個追加する。
	ロ 老人短期入所施設、老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第8項若しくは第15項に規定する短期入所若しくは共同生活援助を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。)	避難タラップ	避難はしご	救助袋	救助袋	救助袋			
6	イ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条第2項若しくは第4項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)	2階以上の階又は地階で収容人員20人(下階に(1)～(4)が(9)、(12)イ、(13)イ、(14)(15)が在する場合10人以上)	救助袋	救助袋	救助袋	救助袋	収容人員により ～100人1個 101～200人2個 201～300人3個 301～400人4個 401～500人5個 以下同じように100人増加する毎に1個追加する。		
	ロ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条第2項若しくは第4項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)	避難タラップ	避難はしご	救助袋	救助袋	救助袋			
ニ	幼稚園又は特別支援学校	避難タラップ	避難はしご	救助袋	救助袋	救助袋	収容人員により ～100人1個 101～200人2個 201～300人3個 301～400人4個 401～500人5個 以下同じように100人増加する毎に1個追加する。		

特定防火対象物

以下省略